

国家知識産権局「専利出願集中審査管理弁法（試行）」の印刷・配布に関する通達

発表日：2019年9月3日

国知発法字〔2019〕47号

各省、自治区、直轄市、計画単列市（政令指定都市に相当——訳注）、副省級都市、新疆生産建設兵団知識産権局（知的財産権管理部門）、局機関各部門、専利局各部門、商標局、局のその他直属組織、各社会団体、各関連組織 御中

「新情勢下での知的財産強国建設の加速に関する国務院の若干意見」を実行に移し、重点優位産業に係る専利出願の集中審査制度を整備するため、「専利出願集中審査管理弁法（試行）」を制定し、ここに印刷、配布する。各位、遵守、執行されたい。

以上ここに通達する。

国家知識産権局

2019年8月30日

専利出願集中審査管理弁法（試行）

第1条 「新情勢下での知的財産強国建設の加速に関する国務院の若干意見」（国発〔2015〕71号）の要求を実行に移し、中核的な専利（特許・実用新案・意匠を含む——訳注）を支援、育成し、産業専利フォートポリオの構築を加速し、国家知的財産戦略の実施と知的財産強国の建設を推進し、イノベーション主導型の発展戦略に寄与するため、この弁法を制定する。

第2条 集中審査とは、一連の専利出願の全体の技術に関する理解を強化し、審査意見通知書（拒絶理由通知書に相当——訳注）の有効性を高め、審査の質と効率を高めるため、国家知識産権局が出願人又は省級知的財産権管理部門等からの請求に基づき、同一の基幹技術に係る一連の専利出願について集中的に審査する審査方式をいう。

第3条 集中審査の請求に係る専利出願は、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

(一) 実体審査の請求の効力がすでに発生し、かつ、審査が開始されていない特許出願であること。同一出願人が同日に同様の発明創造について実用新案を出願し、かつ特許も出願している場合、当該特許出願は、暫定的に集中審査の範囲に含めない。

(二) 国家重点優位産業に係り、又は国の利益、公共の利益に対して重大な意義を有すること。

(三) 1回の集中審査出願件数が50件を下回らず、かつ実体審査請求の効力が発生してから期間の幅が1年を超えていないこと。

(四) 優先審査等その他の審査政策の措置を受けていないこと。

第4条 集中審査の請求人は、国家知識産権局専利局審査業務管理部（以下、「審査業務管理部」という）に集中審査請求書類を提出する必要がある、書類には、集中審査を請求する具体的な理由、専利出願のリスト及び個々の専利出願と一連の専利出願との対応関係、全部の専利出願人の署名又は押印、並びに連絡担当者と連絡方法を詳細に説明しなければならない。専利出願リストは同時に電子媒体1部も提出しなければならない。

第5条 専利出願集中審査業務は、審査業務管理部及び国家知識産権局専利局審査部門（以下、「審査部門」という）が共同で実施する。

第6条 審査業務管理部は、集中審査業務の統括と調整の責任を担い、これには主に次の各号に掲げる内容を含む。

(一) 集中審査請求に対して受理・検査を行う。

(二) 出願人の要望、案件審査書類の審査手順、及び該当の発明が属する技術分野の審査能力等の要素を総合的に考慮し、集中審査の開始日は一般に実体審査請求の効力発生日から3か月が経過した後とし、かつ案件審査書類システム上で集中審査案件を表示する。

(三) 関係審査部門を組織して集中審査を実施する。

(四) 統制と調整を要するその他の業務。

第7条 審査部門は、案件の集中審査の責任を担い、これには主に次の各号に掲げる内容を含む。

- (一) 集中審査業務管理チームを編成し、当該部門・組織の集中審査業務を調整する。
- (二) 審査の高い資質、豊富な経験、強い責任感を有する優秀な審査官を集中審査業務に当たらせる。
- (三) 必要に応じて技術説明会、面接、調査研究、巡回審査等を実施する。
- (四) 集中審査に係るその他の業務。

第8条 審査の結果、集中審査を行うことが認められた場合、専利出願人は、集中審査の実施に積極的に協力しなければならず、これには主に次の各号に掲げる内容を含む。

- (一) 審査部門の要求に応じ、関連する技術資料を提供する。
- (二) 審査部門の提起する技術説明会、面接、調査研究、巡回審査等に積極的に協力する。
- (三) 集中審査の実施過程における問題、経験、効果及び価値等の状況を速やかにフィードバックする。
- (四) 協力を要するその他の業務。

第9条 集中審査実施中の専利出願が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査業務管理部又は審査部門は、対象の集中審査手続きを終了することができる。

- (一) 出願人が虚偽の書類を提出した場合。
- (二) 出願人が本弁法第8条に係る義務を履行しない場合。
- (三) 審査過程において正常でない専利出願が存在することが発覚した場合。
- (四) 出願人が自ら集中審査手続きの終了を申し出た場合。
- (五) 集中審査手続を終了すべきその他の状況。

第 10 条 この弁法の解釈権は国家知識産権局専利局審査業務管理部に帰属する。

第 11 条 この弁法は、公布日から施行する。

出所：2019 年 9 月 3 日付け中華人民共和国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1141943.htm>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。